

## 1. 担い手の確保・育成関係

# 技能労働者の位置づけについて

---

これまで	今日的な課題
<p><b>○担い手の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは豊富な生産年齢人口の下、不良・不適格業者を排除することに力点が置かれていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、中長期的に高齢者の大量離職が見込まれる中、担い手の確保・育成が喫緊の課題。</li> </ul>
<p><b>○建設工事の品質確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質確保の観点から主任技術者等の配置による施工管理（技術者制度）のみに力点が置かれていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録基幹技能者や上級職長などの技能者が建設現場で大きな役割を果たしている一方で、どのような技能者が配置されているかに関する情報は不十分。</li> </ul>
<p><b>○技能者の処遇</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の現場経験に関するデータも乏しく、技能労働者が適切に評価されてこなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の担い手を確保するためにも、技能労働者にふさわしい処遇の実現が課題。</li> <li>・ 今秋には、建設キャリアアップシステムが運用開始され、技能者の資格や経験に関する情報を蓄積できる環境が整備される。</li> </ul>
<p><b>○人材育成のあり方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは、親方の背中を「見て」学ぶなど、それぞれ独自にOJTがなされおり、体系的な人材育成は行われていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術進歩により、建設現場でのICTなどの導入も進む中、生産性向上のためにはそれに対応した技能及び知識の習得が必要であり、体系的な人材育成が求められている。</li> </ul>
<p><b>○工事現場における技能者の見える化の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状は技術者の配置状況は施工体制台帳で見える化されているが、技能者については記載がない。</li> </ul> <p>※全建の様式などでは作業員名簿の作成を求めている実態はある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能者が工事の品質確保に一定の役割を果たしていることを踏まえ、どのような技能者が現場に配置されているか見える化することが求められている。</li> </ul>

## 1. 定義

### 【技術者の定義】

- 建設業法においては、「主任技術者」及び「監理技術者」の定義が置かれており、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、これらの者を置かなければならないこととされている。（建設業法第26条①②）

※また、建設業法第26条の3において、主任技術者及び監理技術者の職務として「当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」が規定されている。

### 【技能労働者の定義】

- 法令上、技能労働者の定義はなされていない。

## 2. 技術者と技能労働者の違い

- 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者である。
- 一方、技術者とは施工管理を行う者であり、直接的な作業は基本的には行わない。

※10年以上の実務経験を有している技能労働者は主任技術者の要件を満たすことが可能。

# 建設工事従事者の現行の法令上での位置づけ(議論用)

## 建設工事に従事する者

(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第2条)

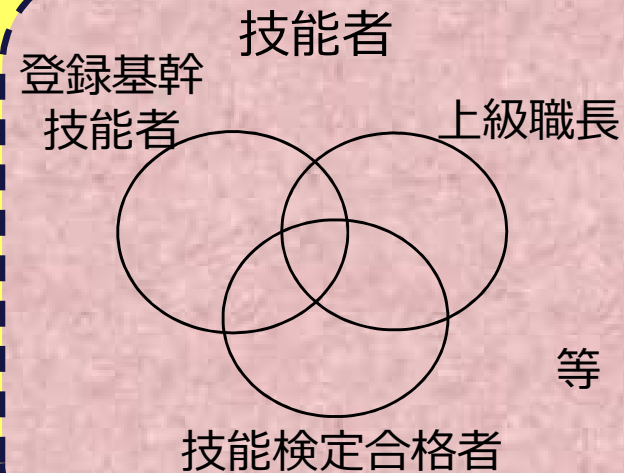
### 建設工事の施工管理に従事する者

施工の技術上の管理  
をつかさどる者  
(建業法第26条)

- ・ 監理技術者
- ・ 主任技術者

監理技術者や主任技術者を  
補助する技術者

### 建設工事の施工に従事する者 (建業法第26条の3)



※登録基幹技能者や技能検定合格者など要件を満たす者  
については主任技術者等を兼ねる場合がある

普通作業員

## <参考> 規定している条文

### 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(抄)

第2条 (略)

2 この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。

3～4 (略)

### 建設業法(抄)

第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2～4 (略)

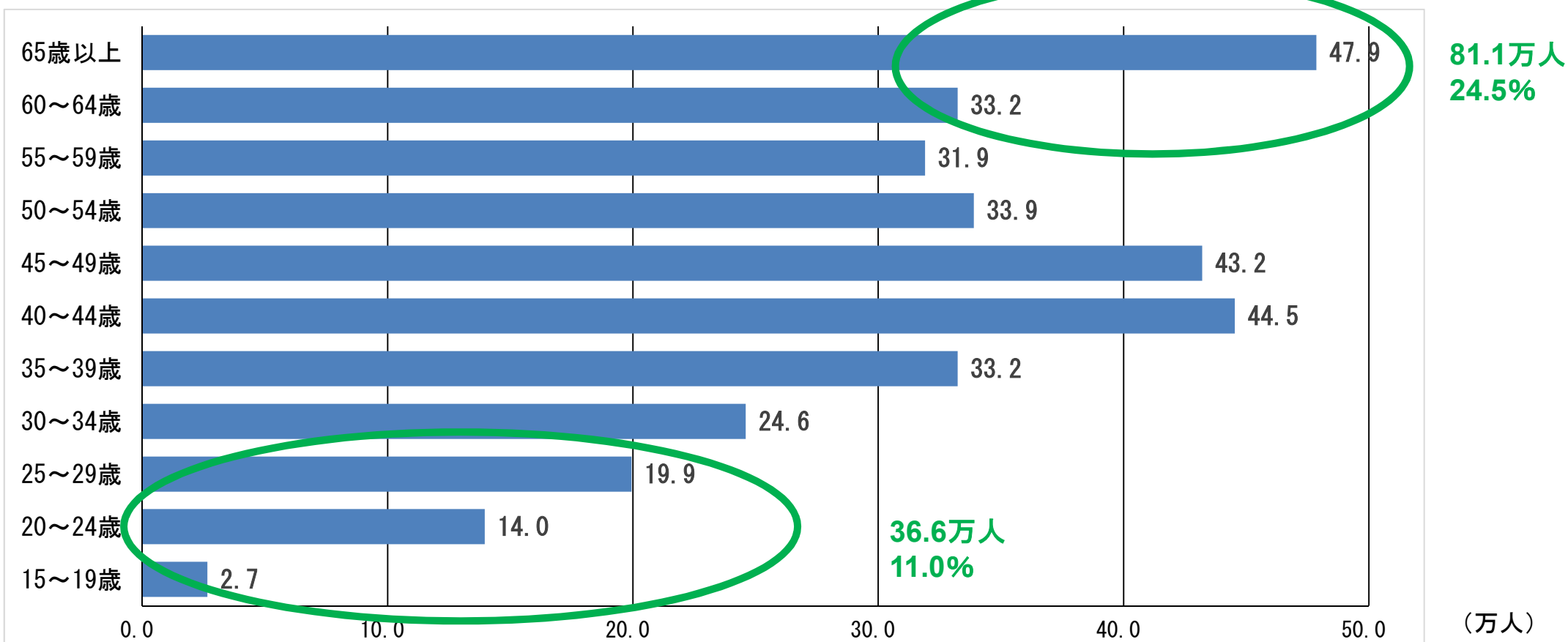
第26条の3 (略)

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

# 年齢階層別の建設技能者数

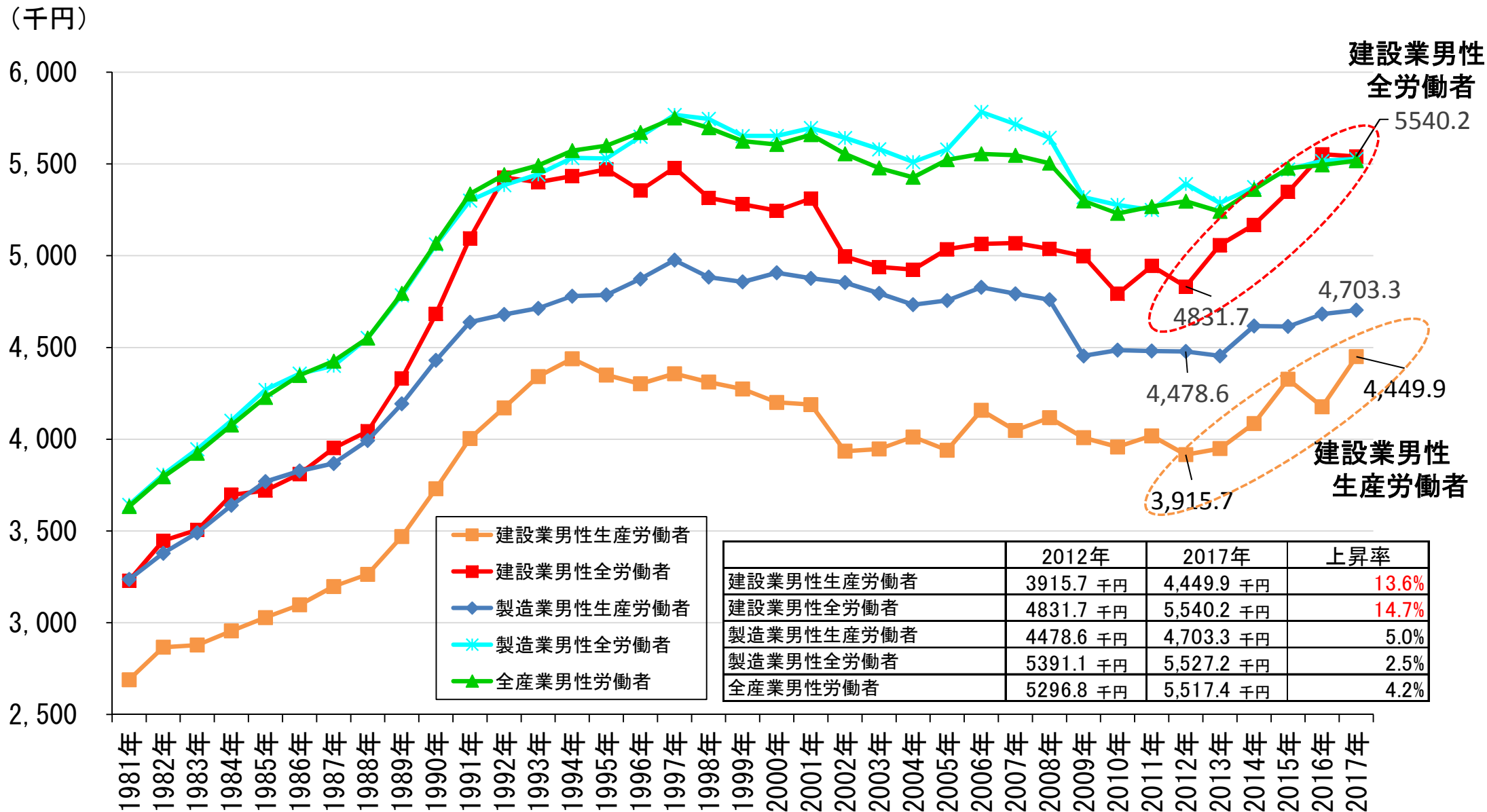
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)



出所:総務省「労働力調査」(H29年平均)をもとに国土交通省で推計

# 建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



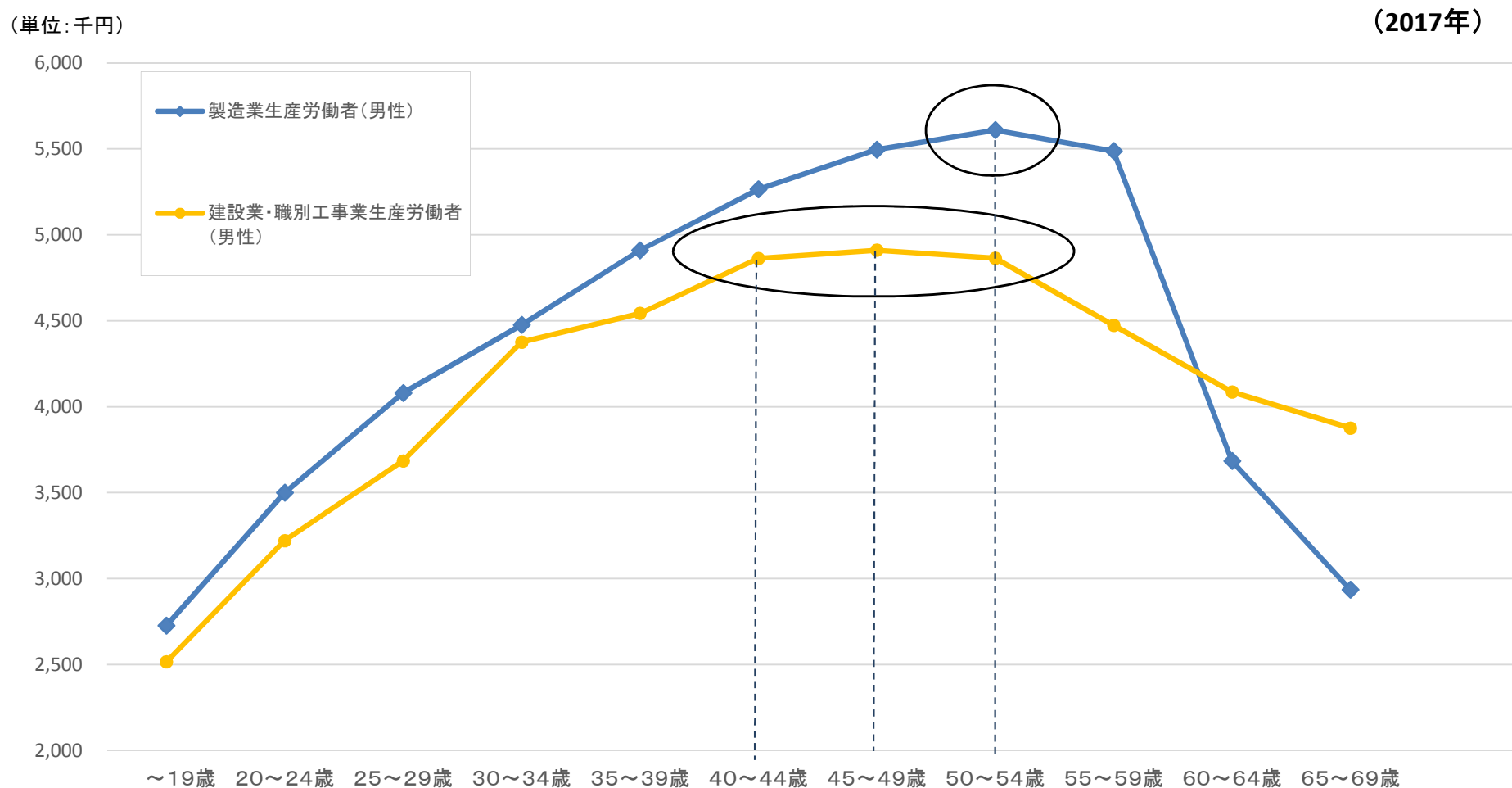
参考:

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額 = きまって支給する現金給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

# 年齢階層別の賃金水準

- 製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、40代前半でピークの水準に到達していることから、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。




出典:平成29年賃金構造基本統計調査

# 平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

### 全職種平均

 **全 国** (18,632円) 平成29年3月比； **+2.8%** (平成24年度比； **+43.3%**)  
**被災三県** (20,384円) 平成29年3月比； **+1.9%** (平成24年度比； **+58.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

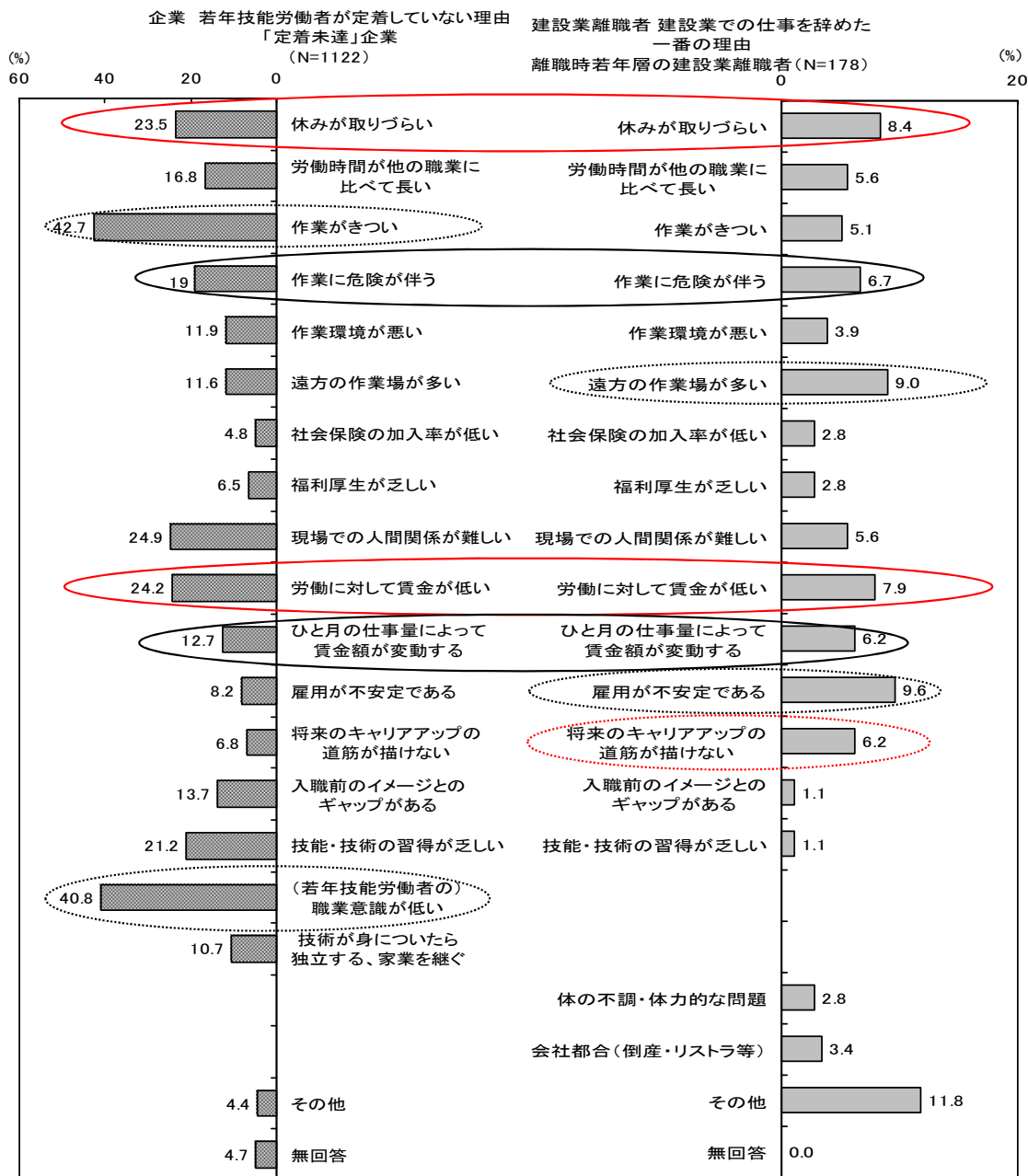
	H25	H26	H27	H28	H29 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4% (+39.3%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3% (+55.3%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値



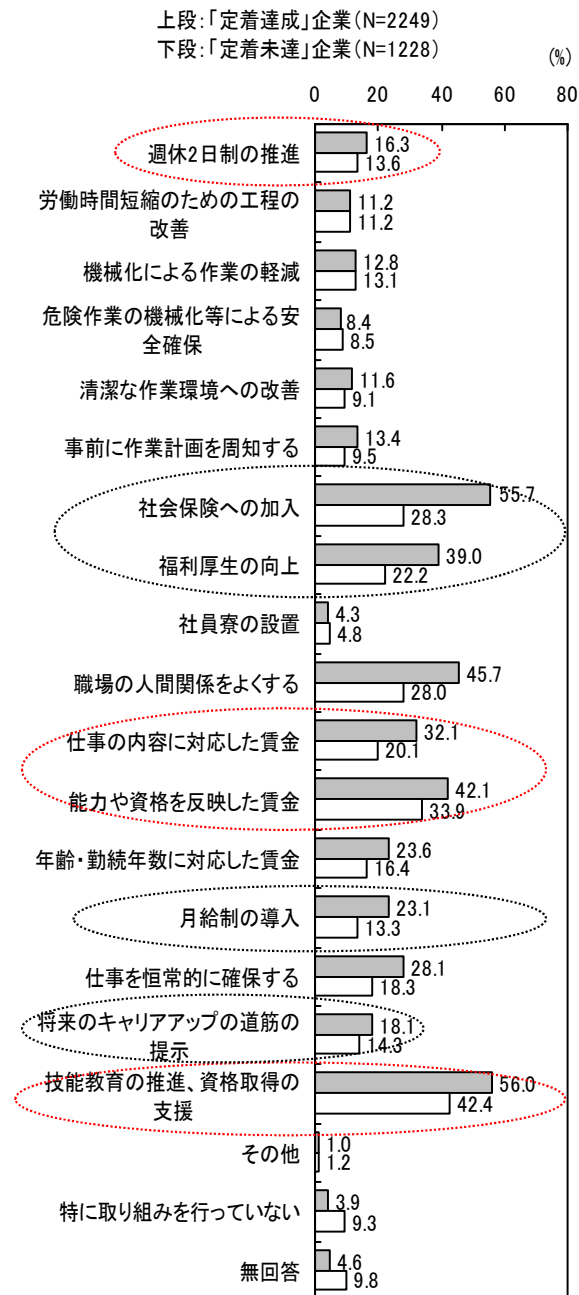
# 若手の技能労働者が定着しない主な原因

## ■ 企業が考える若年技能労働者が定着しない理由（複数回答）／建設業離職者（離職時若年層）が仕事を辞めた一番の理由



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」

## ■ 若年技能労働者を定着させるための取り組み（複数回答）



出典：厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成26年度）」

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成30年秋に運用開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<参考> 新しい経済政策パッケージ（H29.12.8閣議決定）（抄）

## 第3章 生産性革命

（2）第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

### ④建設分野

- 建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により、現場管理や書類作成・人材育成の効率化、技能や経験が適正に評価される環境整備を行う。

## ①技能者情報等の登録



### 【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

## ②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

## ③システムによる就業履歴の蓄積

### 技能者情報のイメージ

ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S55 1980/07/28	
保有資格	型枠	2016.06.20
登録基幹技能者	玉掛け	2008.05.21
技能講習	ロープ高所作業	2005.11.09
特別教育		
社会保険加入状況	退職金共済	
健保	<input type="radio"/> 協会健保	<input type="radio"/> 建退共
年金	<input type="radio"/> 厚生年金	
雇用	<input type="radio"/>	

技能者の保有資格や社会保険の加入状況をシステム上で確認することが可能に

### 就業履歴情報のイメージ

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
○建設	××ビル	2019.6	22日
○建設	□□住宅	2019.7	19日
○建設	国道△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

技能者の就業履歴（いつ、どの現場で従事したかの実績）が蓄積される

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体  
（一財）建設業振興基金 9

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが平成30年秋に運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

○座長

## 1. 検討会委員

右記のとおり

## 2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
- ・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施

※専門工事業団体等へのヒアリングも実施

※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

## 3. スケジュール

平成29年11月13日（月）	第1回検討会
12月14日（木）	第2回検討会
平成30年 1月29日（月）	第3回検討会
2月28日（水）	第4回検討会
3月20日（火）	第5回検討会
	中間とりまとめ

### 委員

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	蟹澤 宏剛○
千葉経済大学経済学部経営学科 准教授	藤波 美帆
(一社) 日本型枠工事業協会 常任理事	後町 廣幸
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	青木 茂
(一社) 日本機械土工協会 労働安全委員会委員	鈴木 喜広
(公社) 全国鉄筋工事業協会 理事	池田 愼二
(一社) 日本左官業組合連合会 理事 技術顧問	鈴木 光
(一社) 全国建設室内工事業協会 理事	武藤 俊夫
(一社) 日本電設工業協会 常務理事	中山 伸二
全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長	大熊 泰雄
(一社) 日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員	安達 孝
(一社) 日本建設業連合会	能登谷 英俊
(一社) 全国建設業協会 業務執行理事	星 直幸
(一社) 全国中小建設業協会 常任理事	河崎 茂
(一社) 住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長	宗像 祐司
全国建設労働組合総連合 技術対策部長	小倉 範之
(一財) 建設業振興基金建設キャリアアップ 運営準備室総括研究部長	田尻 直人

### オブザーバー

(一社) 建設産業専門団体連合会 常務理事	道用 光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長	吉野 彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官	奥野 正和
国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長	田村 央
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長	武井 利行

### 【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長	出口 陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室長	矢吹 周平
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長	高田 龍

- 制度の構築にあたっては、客観性を確保し、かつ、評価自体に大きなコストをかけない仕組みとすることが必要。
- そこで、建設キャリアアップシステムによって客観的な把握が可能な経験（就業履歴）と知識・技能（保有資格）を活用して評価を実施。
- 評価により、技能者の客観的かつ大まかなレベル分けを行い、①キャリアアップカードの色分けへの反映、②専門工事企業の施工能力等の見える化への連動、③レベル分けを参考とした技能者の経験やスキルをより適切に反映した処遇の実現を通じ、技能者全体の処遇の底上げを目指す。

【客観性の確保】

技能者一人ひとりの能力を客観的に評価  
(所属する企業評価にも反映)

【簡易性・合理性の確保】

評価自体にコスト（費用・時間・手間）  
をかけない仕組み

<建設技能者の能力の要素>



建設技能者の能力評価制度の対象

建設キャリアアップシステムにおいて  
客観的に把握可能

- ・登録基幹技能者講習では現場のマネジメント能力も確認
- ・マネジメント能力等は職長経験としても把握可能

各企業において  
主観的に判断

<評価結果の活用>

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け (処遇改善の土台作り)

③レベル分けを参考とした  
技能者の適切な処遇の実現

【活用イメージ】  
登録基幹技能者に加えて、それらに準じたレベルの技能者のうち、現場で働きぶりが優秀な者に対して手当支給

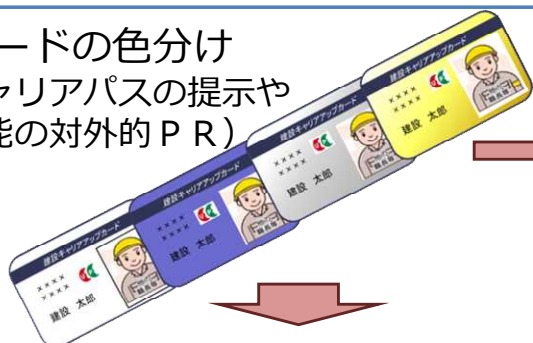
(参考) 優良技能者認定制度 (日建連)  
登録基幹技能者のうち、現場での働きぶりが優秀な者に対して、元請企業が手当支給

②専門工事企業の施工能力等  
の見える化への連動

【見える化の対象項目 (イメージ)】

- 所属する技能者のレベル、人数 など
- 高いレベルの職人を育て、雇用する企業が  
選ばれる環境を整備

①カードの色分け  
(キャリアパスの提示や  
技能の対外的PR)



建設技能者全体の処遇の底上げ

- 登録基幹技能者は、**熟達した作業能力**、現場を効率的にまとめる**マネジメント能力**及び**豊富な知識**を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習（42の専門工事業団体において講習を実施）を修了した技能者。
- 工事の**品質・コスト等への貢献**とともに、**技能労働者の目標像**としての活躍が期待されている。

## 制度概要

### ○根拠法令

建設業法施行規則第18条の3

### ○要件

- ・実務経験10年以上
- ・職長経験3年以上
- ・最上級の技能者資格の保有

### ○講習種類

33職種（42団体）（H28年度末）

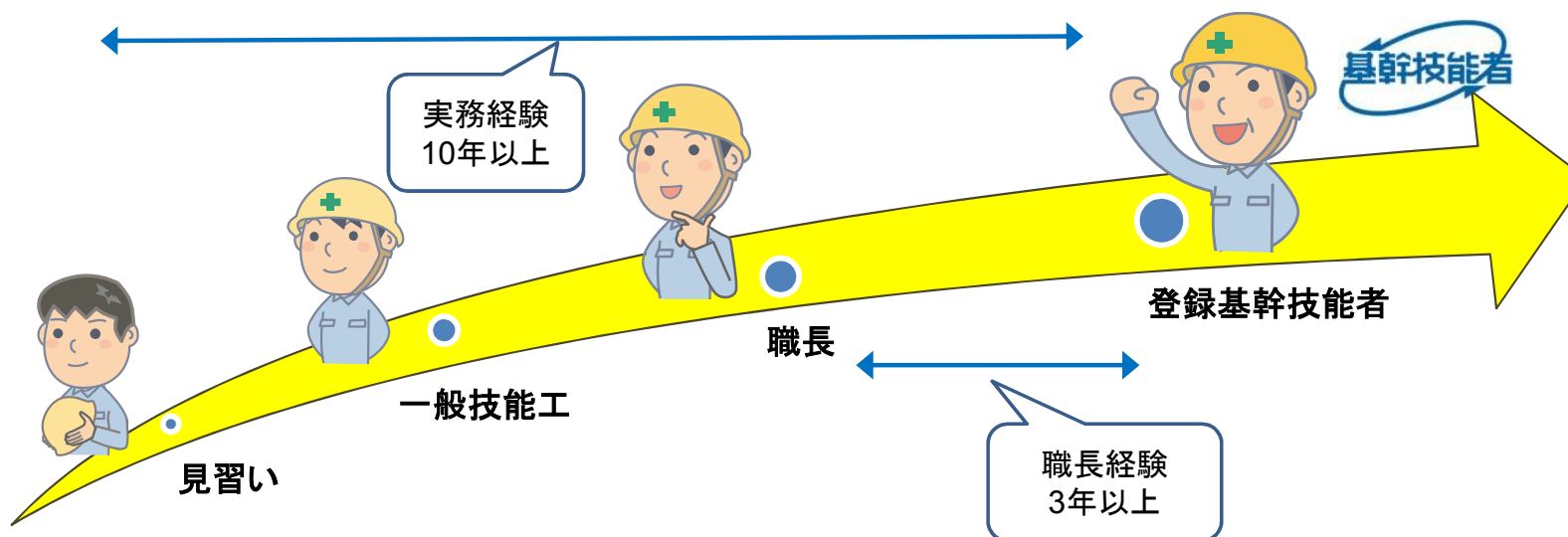
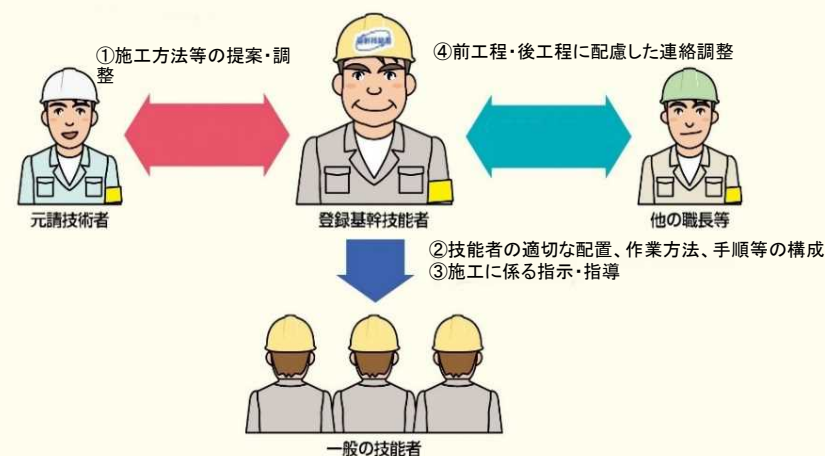
## メリット

- 経営事項審査での加点評価
- 総合評価落札方式での評価
- 元請（日建連会員企業）の「優良技能者認定制度」による手当の支給

## 有資格者数 ※平成20年度より制度開始

27,397人（H22年度1月末）  
 32,612人（H23年度1月末）  
 39,783人（H24年度末）  
 41,951人（H25年度末）  
 46,696人（H26年度末）  
 51,660人（H27年度末）  
 56,977人（H28年度末）

## 登録基幹技能者の役割



## 活用状況

### ○発注者における公共工事での評価・活用状況

登録基幹技能者の公共工事の総合評価方式における評価・活用について、国土交通省では、全ての地方整備局等において導入済

また、以下の19道府県において導入済（平成29年4月1日現在）

北海道、秋田県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、徳島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県

政令指定都市では、札幌市、仙台市、相模原市、静岡市、熊本市で導入済

### ○元請企業における評価・活用状況

日建連では、技能者の技能と経験に応じた報酬が確保されるよう、優秀な技能者に手当を支給する「優良技能者認定制度」の導入を会員企業に推進しており、現在、この制度を導入している32社のうち「登録基幹技能者」を認定基準としている元請企業は22社。

安藤・間、大林組、奥村組、鹿島建設、共立建設、熊谷組、鴻池組、五洋建設、清水建設、大成建設、大鉄工業、大日本土木、竹中工務店、戸田建設、飛鳥建設、ナカノフード建設、西松建設、日本国土開発、ピーエス三菱、三井住友建設、村本建設、矢作建設工業（平成29年6月現在）

例) 大林組認定基幹職長（通称：スーパー職長）

- ・レギュラークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として7年以上（東京・大阪・名古屋以外の地域は3年以上）従事している者。
- ・マイスタークラス：職長、かつ登録基幹技能者のうち、優秀で自社現場に職長として16年以上従事している者。

<支給額> レギュラークラス：月額2,500円  
マイスタークラス：月額4,000円

## 建設労働者確保育成助成金 登録基幹技能者の処遇支援助成コース

厚生労働省が所管する助成金であり、本コースは平成28年度に新設  
中小建設事業主が**雇用する全ての登録基幹技能者の単価（日給又は月給）又は資格手当を増額**した場合に助成

**【助成要件】** 以下の①又は②のいずれかにより、**賃金又は資格手当の増額改定を実施**し、改定後1年間、**雇用する全ての登録基幹技能者に改定後の賃金又は資格手当を支払うこと**

①以下の1及び2を満たした基本給の算出する際の基礎となる単価の増額

1. 基本給単価及び年間の基本給総額を3%以上増額
2. 年間の基本給を15万円以上増額

②資格手当の増額

月額12,500円以上かつ年間15万円以上増額

**【助成額】 登録基幹技能者1人あたり年額9.5万円**

（注）2年目、3年目も同様に増額改定する場合は、それぞれ年額9.5万円を助成

# 建設技能者の育成

## 効率的な技能者の教育・訓練等

○映像等による技術の見える化・標準化、VR等の最新技術の活用等をコンテンツとした研修プログラム作成への支援等を行い、各地で効率的・効果的に研修を受けられる環境を整備。

### 映像等を活用した技能訓練



【技能を映像等により見える化・標準化】

株式会社KMユナイテッド

### VRを活用した技能訓練



【VRを用いた重機のシミュレータ】

参考:「2016年はVR元年? BIMモデルの用途も拡大」(日経アーキテクチャ: 2016年1月22日)

教育訓練施設をはじめとする関係者との連携・協力を強化することにより、研修内容の充実、研修効果の拡大を図る。

### 教育訓練施設の例

#### 三田建設技能研修センター(兵庫)

・S57年7月開校  
(躯体系、車両資格取得)

#### 富士教育訓練センター(静岡)

・H9年4月開校  
(土木、躯体等全般)

#### 職人育成塾(香川)

・H28年10月開校(内装系)  
・H30年に職人育成塾を京都にも開校予定

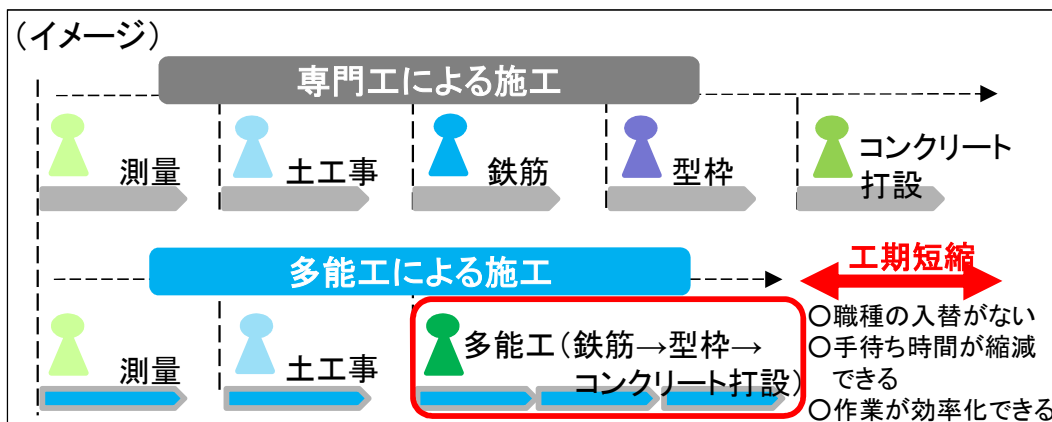
#### 利根沼田テクノアカデミー(群馬)

・H28年4月開校(板金、瓦等)  
・H30年に左官コースを新設予定  
・愛知県の企業が加わる等、広域連携の動き

## 地域建設産業における多能工化の推進

○中小・中堅建設企業の生産性を高めるためには、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効な手段の一つ。

○多能工の育成のため、中小・中堅建設企業で構成するグループによる多能工育成・活用計画の策定と実施を支援。



### 多能工の活用イメージ



壁面下地処理・防水・塗装工事を横断的に施工可能に

# 現行の技能者の位置付け(施工体制台帳の例)

○現行の施工体制台帳の様式では外国人労働者を除き技能者の記載はない。

年 月 日

施工体制台帳 (作成例)

[会社名] \_\_\_\_\_  
 [事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者及び住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険
		元請契約		厚生年金保険
		下請契約		雇用保険

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
監督員名	権限及び意見申出方法
現場代理人名	権限及び意見申出方法
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任
専門技術者名	資格内容
資格内容	資格内容
担当工事内容	担当工事内容

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日
	至 年 月 日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
				雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し



# 現行の技能者の位置付け(作業員名簿の例)

○全建の推奨している統一様式では作業員名簿の様式があり、技能者を記載する欄がある。

全建統一様式第5号

## 作業員名簿

( 年 月 日 作成 )

事業所の名称 \_\_\_\_\_

所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡対応のために元請業者に表示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

[建退共加入の有無 有・無]

元請確認欄 \_\_\_\_\_

年 月 日

次)会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

[建退共加入の有無 有・無]

番号	ふりがな 氏名	職種	*1	雇入年月日	生年月日	現住所 (TEL)	最近の健康診断日	血液型	特 殊 健康診断日 種 類	健康保険 <sup>7</sup>	教育・資格・免許			入場年月日	建退共 手帳 所有の有無
				経験年数	年齢	家族連絡先 (TEL)	血 圧			年金保険 <sup>8</sup>	雇用保険 <sup>9</sup>	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	
				年 月 日	年 月 日	( ) - ( ) - ( )	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	( ) - ( ) - ( )	~							年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	( ) - ( ) - ( )	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	( ) - ( ) - ( )	~							年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	( ) - ( ) - ( )	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	( ) - ( ) - ( )	~							年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	( ) - ( ) - ( )	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	( ) - ( ) - ( )	~							年 月 日	無
				年 月 日	年 月 日	( ) - ( ) - ( )	年 月 日		年 月 日					年 月 日	有
				年	歳	( ) - ( ) - ( )	~							年 月 日	無

(注) 1. \*印欄には次の記号を入れる。

- Ⓔ …現場代理人    Ⓕ …作業主任者 (正副2名を選任する)    Ⓖ …女性作業員    Ⓗ …18歳未満の作業員
- Ⓜ …主任技術者    Ⓝ …職 操 …安全衛生責任者    Ⓖ …能力向上教育 (※)    Ⓢ …危険有害業務・再発防止教育

(※)能力向上教育は、平成3年1月21日付労働省労働基準局基発第39号「安全衛生教育の推進について」により定められた職長等の「能力向上教育に準じた教育」を指す。

2. 作業員名簿に記載される作業員は、当該工事に従事する見込の者を必要最小限報告し、追加の都度この様式で提出する。
3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
5. 資格・免許等の写しを添付することになるが、その場で本証とチェック出来れば不要。
6. 建退共手帳所有の有無については、該当するものに○で囲む。
7. 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた(番号が4桁以下の場合は当該番号)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適応除外」と記載。
8. 左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
9. 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用

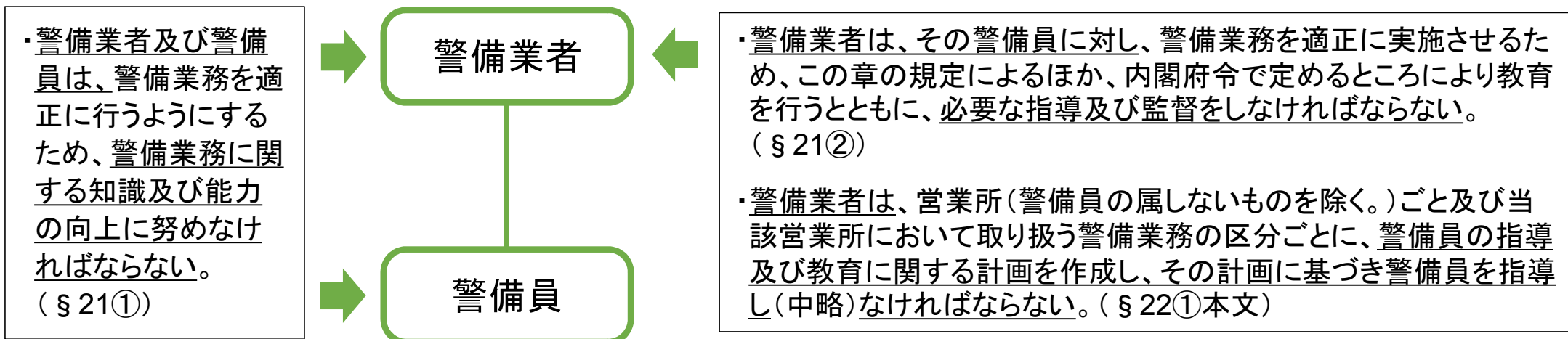
- これまで、建設業法では、工事現場に監理技術者又は主任技術者を配置することにより、工事が適切に行われることを前提としており、当該技術者以外の工事現場のプレイヤーは位置づけがなされていなかった。
- この点、今日的に見て、建設工事の現場における技能者の果たすべき役割を踏まえ、制度上の位置づけを検討すべきではないか。

## (検討の視点の例)

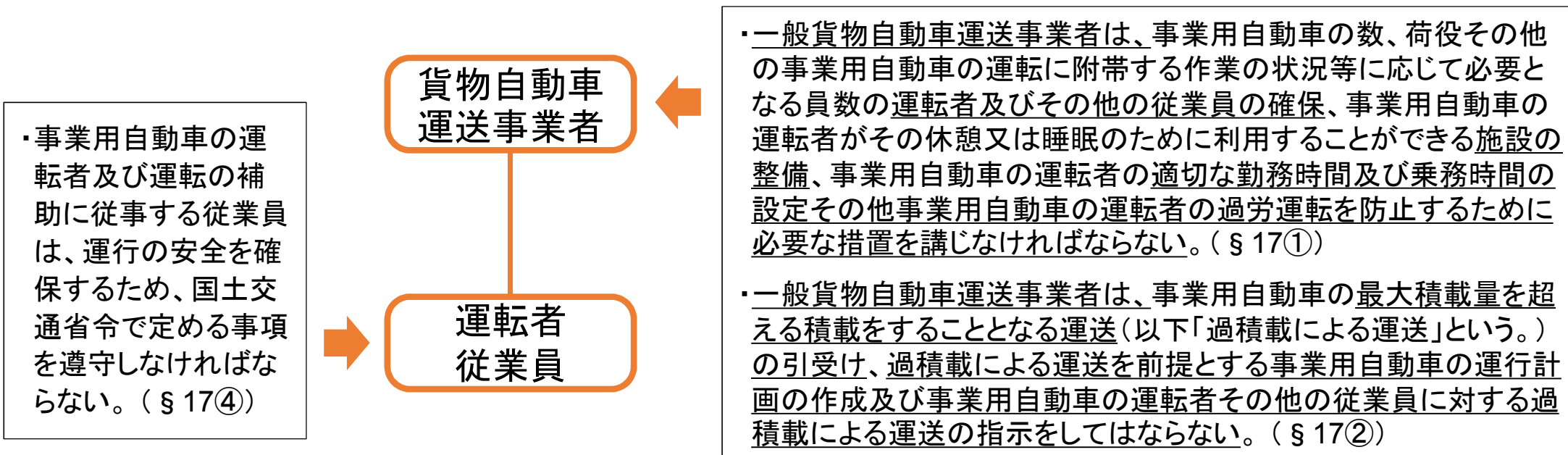
- ① 技能・経験を有する技能者配置による建設工事の品質確保
- ② 技能者の処遇改善による担い手の確保
- ③ 技能者の育成を通じた生産性向上

# (参考)会社と従業員との関わり方(他法令における例)

## ○警備業法(昭和47年法律第117号)



## ○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)



- 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならない。(第31条の2)
- 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下この条において「宅地建物取引業者等」という。)は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。(第47条の2第1項)
- 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。(第48条第1項)
- 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。(48条第2項)
- 宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。(第48条第3項)
- 宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があつたときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。(第48条第4項)
- 宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなつた後であつても、また同様とする。(第75条の2)

○建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~  
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1) 業界内外の連携による働き方改革

⑥若者がキャリアパスを描きやすくする

- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化(後掲)
- ・登録基幹技能者の配置に関する総合評価方式での評価の推進
- ・技術者が若年齢から活躍できる機会の付与
  - ー技術検定について、試験の年2回化や1級学科試験の受験早期化により受験機会を拡大
  - ー技術検定の学科のみの合格者への位置づけの付与(例えば、技士補制度の創設)によりキャリアアップが見える化・階層化
  - ー若手技術者のキャリアパスモデルの普及の促進

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～  
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

### (3) 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

(略)

建設生産システムにおける各プレイヤーの役割と責務を明確化するとともに、建設業で働く人や専門工事業の姿を「見える化」することで、適正な技術・技能を持った建設企業による良質な建設サービスの提供が図られる環境を整備する必要がある。

### ⑥建設業で働く人の姿を「見える化」する

- ・「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化
  - －建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
  - －技能労働者が技能の向上に努める責務
  - －施工現場における技能の明確化
  - －請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
  - －専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ
- ・高い能力を有する技術者の育成
  - －監理技術者、主任技術者への公的な資格を有する者の配置の推進
  - －継続的な技術研鑽が行われる仕組みづくり
  - －難易度の高い工事等への有能な技術者の配置の推奨

# (参考)「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化

- ①働き方改革
  - 若者がキャリアパスを描きやすくする
- ③良質な建設サービスの提供
  - 建設業で働く人の姿を「見える化」する

## <施策の概要>

- 中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、施工現場における「技術」と「技能」の違い等を踏まえつつ、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけ、技能労働者の育成についての建設企業の責務等を設ける。
  - ・ 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
  - ・ 技能労働者が技能の向上に努める責務
  - ・ 施工現場における技能の明確化
  - ・ 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置
  - ・ 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ

## <背景>

- 現行の建設業法においては、技術者については、工事現場における工事の施工上の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者や主任技術者を置かなければならないこととされている。
- 一方、技能労働者については、建設業従事者の中で約330万人を占め、建設工事の適正な施工のために重要な役割を果たしているが、建設業法上の位置付けはない。
- この点、中長期的な技能労働者の確保・育成といった観点から、技能労働者の処遇の改善や資質の向上が不可欠であり、「技能」や「技能労働者」の制度上の位置づけを検討する必要。

## <現行法における技能労働者関連の規定>

### 1. 建設業法上の規定

- 建設業法第24条の6において、元請で請けた特定建設業者に対し、下請が、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定\*に違反しないよう指導する努力義務が課せられている。 \*：労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法
- また、建設業法第26条の3第2項は、「建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」旨規定している。

### 2. 品確法上の規定

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項において、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるよう配慮されなければならないこととされている。
- また、同法第8条第2項においても、受注者は、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらに係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならないこととされている。

### 3. 登録基幹技能者についての規定

- 建設業法施行規則第18条の3第2項において、経営事項審査の評価要素である技術的能力のひとつとして、「工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習(大臣の登録を受けた者、登録基幹技能者講習)を修了した者の数」が規定されている。

#### 現場の要、登録基幹技能者



#### [登録基幹技能者の要件]

- ① 基幹的な役割を担う職種で **10年以上**の実務経験
- ② **3年以上**の職長経験
- ③ 実施機関が定める資格の保有

#### [種類、人数](平成28年3月末現在)

・33職種(43機関)、51,660名  
※5年毎の更新